

議案第 1 1 号

知事の権限に属する事務の一部の補助執行について

1 提案理由

石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例の一部改正に伴い、地方自治法第 1 8 0 条の 2 の規定に基づく補助執行協議を行うため

2 協議内容

石川県立白山青年の家使用料条例及び石川県立少年自然の家使用料条例別表食事料項中「実費を考慮して知事が別に定める額」の決定に係る事務を、教育次長及び当該教育次長が指定する職員に補助執行させる

3 協議案

別紙のとおり

4 施行年月日

令和 7 年 4 月 1 日

(石川県教育長より石川県知事あての案)

地方自治法第180条の2の規定に基づく補助執行協議について

貴職の権限に属する事務の一部につき、下記のとおり補助執行させたいので協議します。

記

1 補助執行をさせる事務及び職員

補助執行させる事務	補助執行をさせる職員
石川県立白山青年の家使用料条例別表食事料の項及び石川県立少年自然の家の使用料条例別表食事料の項中「実費を考慮して知事が別に定める額」の決定に係る事務	教育次長(教育次長が2人以上あるときは、教育長があらかじめ指定する教育次長)及び当該教育次長が指定する職員

なお、補助執行に係る事務のうち、軽易又は定例的なもの以外のものは、すべて教育長に合議するものとする。

2 補助執行の開始年月日

令和7年4月1日